

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 6 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例

(亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部改正)

第 1 条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成 2 7 年亀山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(亀山市認定こども園条例の一部改正)

第 2 条 亀山市認定こども園条例(平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 7 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。